

ホストタウン首長会議の開催について

〔平成30年6月6日
2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における
ホストタウン関係府省庁連絡会議決定〕

1. 各ホストタウンの長と情報共有・交換を実施し、今後の更なるホストタウンにおける取組の充実・活性化に資するため、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるホストタウン関係府省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）の下、ホストタウン首長会議（以下「首長会議」という。）を開催する。
2. 首長会議の構成員は、連絡会議議長、議長代理、副議長及び構成員並びに各ホストタウンの長とし、連絡会議議長を座長とする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、その他の関係者の出席を求めることができる。
3. 首長会議の庶務は、内閣官房において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、首長会議の運営に関する事項その他必要な事項は座長が定める。